

第13期福祉のまちづくり推進協議会におけるこれまでの意見等

1 東京2020大会を契機として進展した当事者参画の更なる展開

- ・当事者参画の更なる展開の論点として、制度的な何かしらの仕組みをつくっていく必要があるだろう。例えば、福まちの適合認定の際に、当事者との協議の状況を協議書として提出を求めることが当事者参画の第一歩となるのでは。
- ・義務づけではなくて、そういう仕組みを運用してデザインされたものに対しては何かしらのインセンティブを与えるという仕組みの作り方もある。例えば、福まち条例の基準を満たすことができないとしても、当事者との協議を重ねた結果の妥協点としての解決策があれば、基準を緩和できるという考え方もあると思う。
- ・出来上がったものが効果を発揮できてないとか、せっかく作ったものがうまくマネジメントできてない、運用できていないといった観点についても、やっぱりきちんと点検して、PDCAを回さないといけないなと思っている。
- ・当事者の声をすくい上げていくという点で言えば、PDCAの中ではチェックの部分だと思う。実際に役に立っているのか、どのくらい普及しているのかの検証が必要であり、それをアクションにつなげていくことが必要ではないか。

2 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

- ・心のバリアフリーという言葉は、配慮を特段要しない人に対して、配慮を要する人への心のバリアを取りなさいと言っているようなニュアンスが感じられる。本来の社会モデルとは、特定の人への配慮と、配慮されるべき特定の人であるということが可視化されなくていいということの、ジレンマを乗り越えていくことだと思う。
- ・心のバリアフリーとは、周りの人の理解と、当事者の方の説明する力が対等に必要とされる。場合によって、説明できないし、しないけれども、想像できるというような、そういうことを考えていく必要がある。そのことを踏まえたマニュアルや啓発を考えていかなければならない。
- ・使いづらさの声はどういうふうにしていけば伝わるのかということ、一般の都民の方が日常的に声を上げて、それが届くことが必要。そのような仕組みづくりをすることで、ハードが整っても情報が不足していたり、理解やサポート不足で的確に活用されていないということの改善にもつながるのではないか。
- ・ハードとソフトの両方が一緒になって初めて活用できるというときに、具体的な事例というか、困り感というのが伝わるように受信する仕組みを整えるということに力を入れていただけたらと思う。
- ・共生社会というのが多様性を重んじることなのか、差別をしないだけなのか、権利を守るこ

となのか、特に、区市町村やサポート企業と議論していかないといけない。特に、教育啓発特定事業などの中身をどうするかというときに、少しこのような議論をしていくことが必要だ。

- ・優生思想という言葉を取り上げて、さらにそれを克服して共生社会実現に向けていくという文言を、これからは入れていかなきゃ駄目なんじゃないか。
- ・子供たちに向けた心のバリアフリーの入口をピクトグラムの周知から入ってはどうか。各区市町村でもバリアフリー推進委員会は活動しているが、そこで何をすべきかということ東京都がはっきりと示してほしい。
- ・施策のユニバーサル化が非常に重要な中で、施設管理といった間接的に当事者と関わっていく仕事をしている行政の職員の方々においても、いかにそれを理解できているのかといったところが重要と感じる。社会的に力のある行政の立場の方々がいかに新しいバリアフリーの考え方を理解するのか、すごく重要だと思う。

3 誰でも利用目的どおりに使える環境整備のためのハード・ソフト対策の充実

- ・視覚障害の観点で言えば、音響式信号機の情報は、どのような種類のもので、何時から何時まで誘導音が出ていて、シグナルエイドにどれだけ対応しているのかといったようなユーザーに必要な情報が十分に整理、提供されていないのが現状。
- ・音響式信号機のリストは警視庁のホームページにリストアップされているが、所在地の列挙だけでは使い勝手に困難さがある。当事者にとってユーザビリティの高い情報提供といったものにつながるかどうかといったところは、踏み込んで取り組んでいかないといけない。
- ・例えば、バリアフリーマップを作るために予算をつける。各市町村が持っているデータをオープンデータに展開するなど、みんなが活用できるような仕組みとかを作れるのではないかな。
- ・情報バリアフリーにおいて、情報は発信中心にあるように思われる。情報を提供することはよいが、相互の意思疎通支援の部分がもっとあってもいいのではないかな。それぞれの障害によって、感じることもいろいろ違う。
- ・通訳の中では、説明の内容だけではなく、いろいろな音情報も含めて、きちんと当事者に伝えるという情報保障が必要だと思う。視覚障害者の場合も、全体の状況は見えないわけであり、危険、不便とこちらからは思うものがあったとしても、ご本人は感じないということがある。こういうことも含めて、当事者が調査に参画するときの在り方についても工夫が必要ではないかな。
- ・「ハードの取組を実践するときにソフトの取組もがんばろう」ということだけではない。段差を抜本的に解消することが現実的に難しい中で合理的配慮をどのように実践していくのかという議論は、いろんなまちで求められている。ハードありきのソフトではないという合理的配慮の基本的なところを再確認しながら議論を進めていかないといけない。

- ・国も2年以内に合理的配慮の提供が義務化される。民間施設や事業者についてソフト面での取り組みを検討してもらう仕組みとして、建築確認の手続きの中で、「合理的配慮を提供する」という宣言書のようなものを書いてもらうような意識づけを高めていくことが必要ではないか。
- ・今、早期対応が必要だと考えているのが高齢障害者への支援。若い障害者は使いこなして社会参加が進んでいるが、高齢者はなかなか使えない状態で、結局取り残されている状況がある。高齢障害者の情報リテラシー、ハードの使い方をどう支援していくか、課題になってくると思う。
- ・ユニバーサルタクシーに乗れない大きな電動車椅子のストレッチャータイプの方とかがいると思うが、東京都または国が、ユニバーサルタクシーの基準を改善するのではないかと期待を持ってずっと見守ってきたところ。だが、なかなかそういったところ、姿勢というか方向性が見えてこない。
- ・いつもだったら僕もユニバーサルタクシーもバスも乗せてくれないが、高齢化が進む中では、「僕が乗っている、乗っていく」というような社会を作らなきゃならない。

4 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進

- ・オリンピック・パラリンピックを開催した都市として、これから体育施設をやるときに、きちんとIPCの基準というか、そういうものを守るんだというようなことを態度で示す必要がある。
- ・東京版ガイドラインの基準について、都の福祉のまちづくりのガイドラインに入ったとか、建築設計標準に入ったというはあるが、義務化ではない。だから、ハードのものをどうやってレベルを落とさずに継承していくかということも検討する必要があるし、そういう仕組みをつくる必要がある。
- ・パラリンピック基準については、残していくということで、やっていただきたい。すべての人々が、個人の身体的・機能的な状態に関係なく、同じ水準のサービスを受けられる、そういうことを目指していこうというのが、今回の基準。そこら辺は東京都から発信してほしい。
- ・民間の建築物に対するバリアフリー化をどのようにするかということは、区立や都立のものに比べて遅れている部分もある。何らかの資金援助をするなりして、充実してほしい。
- ・乗り換えるときに、普通の人には雨にぬれないで行けるが、今現在でも、車椅子は一旦外へ出て、雨にぬれながら都営新宿線から伊勢丹のほうに行かなきゃいけない。そういう駅はいっぱいある。
- ・アクセシブルな住戸ということについての設計者、あるいは担当部署の認識というのが少し違うのではないか。
- ・住宅は社会保障であるということ、福祉のまちづくりの観点からも言えるのではないかと

思うので、その辺はきちっと押えていただきたいと思う。